

2020年6月3日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第59号

「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の 取扱い（案）」の公表

コメントの募集

現在、2014年7月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められています。そうした中、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止され、LIBORを参照している契約においては参照する金利指標の置換が行われる可能性が高まっています。LIBORは5つの主要な通貨について公表されており、LIBORを参照する取引は広範に行われているため、金利指標改革により多くの取引に影響が生じる可能性があります。

そこで、2019年3月に開催された第405回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、金利指標改革に起因する会計上の問題に関して、基準開発の要否も含めて適時に検討を行うことが提言されました。

この提言を受けて、当委員会は、2019年11月に開催された第420回企業会計基準委員会において、金利指標改革に対応する会計基準の開発に着手することを決定し、検討を重ねてまいりました。

今般、2020年5月28日開催の第434回企業会計基準委員会において、標記の「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の市場関係者に与える影響を踏まえ、当委員会はコメントを募集する案件を最小限にとどめていますが、本件についてはLIBORの公表停止時期に変更はない見込みであり、早急な対応が求められることから、本公開草案を公表することとしました。

また、本公開草案最終化時には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、本公開草案の最終化から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定です。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2020年8月3日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。

個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメン

トは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：libor-hedge2020@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願いいたします。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

■ 範囲（本公開草案第 3 項、第 21 項及び第 23 項）

金利指標改革に起因する LIBOR の置換は、企業からみると不可避免的に生じる事象であり、このような事象に、そうした事態を想定して開発されていない会計基準を当てはめた場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じ、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながらない可能性があると考えられ、本公開草案では特例的な取扱いを定めている。

本公開草案では、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR を参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更のみが行われる金融商品を適用範囲とすることを提案している。また、こうした契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品も適用範囲とすることを提案している。

なお、本公開草案では、最終化後に新たに LIBOR を参照する契約を締結する場合、その金融商品も適用範囲に含まれるとしている。

質問 1（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 金利指標置換前の会計処理

➤ ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替（本公開草案第 5 項）

本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用している場合、金利指標改革に起因する契約の切替が行われたときであっても、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案している。

➤ ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）

(1) ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準（本公開草案第 6 項）

本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品がヘッジ対象である予定取引が実行されるかどうかを判断するにあたって、ヘッジ対象の金利指標が、金利指標改革の影響を受けず LIBOR から変更されないとみなすことができることを提案している。

(2) ヘッジ有効性の評価

事前テスト（本公開草案第 7 項）

本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用する場合、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないと仮定を置いて事前テストを実施することができることを提案している。

事後テスト（本公開草案第 8 項）

本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用する場合、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続することができることを提案している。

(3) 包括ヘッジ（本公開草案第 9 項）

本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用する場合、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを適用することができることを提案している。

▶ 金利スワップの特例処理等

(1) 金利スワップの特例処理（本公開草案第 10 項）

本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用する場合、金融商品実務指針第 178 項③から⑤の条件を満たしているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができることを提案している。

(2) 外貨建会計処理基準等における振当処理（本公開草案第 11 項）

本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として振当処理を適用するに際し、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができることを提案している。

質問 2（金利指標置換前の会計処理に関する質問）

本公開草案の金利指標置換前の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
--

■ 金利指標置換時の会計処理

➤ ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）（本公開草案第 12 項）

本公開草案では、金利指標置換前において本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合については、金利指標置換時において、ヘッジ会計開始時にヘッジ文書で記載したヘッジ取引日（開始日）、識別したヘッジ対象、選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案している。

質問 3（金利指標置換時の会計処理に関する質問）

本公開草案の金利指標置換時の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 金利指標置換後の会計処理

➤ ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）（本公開草案第 13 項及び第 48 項）

本公開草案では、金利指標置換前において本公開草案の適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利指標置換時以後において、本公開草案第 8 項の取扱いを適用しヘッジ会計の適用を 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで継続することができることを提案している。これは、LIBOR の公表停止が予定されている 2021 年 12 月末から概ね 1 年間を想定したものである。また、当該取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換えたとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案している。

➤ 金利スワップの特例処理等（本公開草案第 15 項）

本公開草案では、金利スワップの特例処理及び振当処理についても原則的処理方法に関して提案した特例的な取扱いと同様の特例的な取扱いを提案している。

なお、本公開草案最終化時には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、本公開草案の最終化から約 1 年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定である。

質問4（金利指標置換後の会計処理に関する質問）

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置換えたとしても、ヘッジ会計を継続することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 注記事項（本公開草案第16項及び第53項）

本公開草案では、報告日時点において本公開草案を適用することを選択した企業は、本公開草案を適用しているヘッジ関係の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）を注記することを提案している。また、本公開草案を一部のヘッジ関係にのみ適用する場合には、その理由を注記することを提案している。ただし、連結財務諸表において上述の内容を注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととしている。

なお、LIBORの公表停止までに契約条件の変更又は契約の切替が完了しないリスクに関する注記を求めることも検討したが、本公開草案は、ヘッジ会計に関する取扱いを明らかにするものであり、LIBORの公表停止そのもののリスクを取り扱うものではないため、このような注記は求めないこととしている。

また、本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の注記を求めることについても検討したが、様々な困難が予想されることから、注記を求めることは適切でないと考えられるため、注記は求めないこととしている。

質問5（注記事項に関する質問）

本公開草案で提案している注記事項について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、LIBORの公表停止までに契約条件の変更等が完了しないリスクに関する注記や本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の注記についても検討しましたが、これらのような定量的な情報の開示は求めずに、定性的な情報の開示のみを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **適用時期等（本公開草案第 17 項及び第 18 項）**

本公開草案では、公表日以後適用することができることを提案している。また、本公開草案を適用するにあたっては、ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができることを提案している。

質問 6（適用時期等に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **その他**

質問 7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以 上